

介護福祉課 ☎ 22-3042

重度心身障害者医療費助成制度の変更
申請不要の自動償還払い方式等

これまで、重度心身障害者医療費助成制度は、重度障害者の方が受診後、市町村に申請を行う償還払い方式により、運用していましたが、重度障害者の負担軽減を図るため、令和6年7月診療分から、市町村に申請が不要となる自動償還払い方式へ移行するなどの新制度を開始します。

① 対象者

以下の障害者手帳をお持ちの方のうち、一定の所得以下（特別障害者手当の所得制限を準用）の方が対象です。

- 身体障害者手帳1級、2級
- 療育手帳A1、A2、A（知能指数35以下）
- 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1（知能指数50以下）
- 精神障害者保健福祉手帳1級（通院医療費のみ対象）

※令和6年7月診療分より対象に追加

② 自己負担額 なし

医療機関の窓口でいったん自己負担額を全額支払い、後日、市町村から自己負担額が助成されます。

③ 受給のための手続き

- 錦江町役場（介護福祉課）で受給資格者証を発行します。
- 受診の際は、医療機関の窓口で保険証と受給資格者証を必ず提示してください。

④ 自動償還払い方式とならない場合

- 保健医療機関等で受給資格者証を忘れた場合
 - 県外の保険医療期間等を受診した場合
- などはこれまでどおり、市町村に支給申請が必要となります。（償還払い）

●お問い合わせ先 介護福祉課 ☎ 22-3042



健康保険課 ☎ 22-3044

令和6年度から5歳を迎えた児童が対象
内科診察や問診を実施します

令和6年度より5歳の誕生日を迎えた子どもを対象に、問診や内科健診などを行う5歳児健診を実施します。

健診内容 ▶ 内科診察（発育状況確認など）、
問診、歯科検診 など

▶ 5歳0～1カ月になられたお子様へ随時案内を通知いたしますので、ぜひご出席ください。

●お問い合わせ先
健康保険課 ☎ 22-3044



住民税務課 ☎ 22-3037

トラクターやショベルローダ等の特殊車両
ナンバー取得の際には確認を

トラクターやショベルローダなどの特殊自動車は速度や大きさによって、小型または大型特殊自動車に分類されます。ナンバー取得の際にはよく規格を確認してください。

農耕用特殊自動車の場合
（トラクターなど）

最高速度 35km/h 未満	最高速度 35km/h 以上
小型特殊自動車	大型特殊自動車
軽自動車税の対象	固定資産税の対象 （償却資産）

その他の特殊自動車の場合
（ショベルローダなど）

長さ：4.7 m 以下 幅：1.7 m 以下 高さ：2.8 m 以下 最高速度：15km/h 以下	左記の条件に一つでも該当しないもの
小型特殊自動車	大型特殊自動車
軽自動車税の対象	固定資産税の対象 （償却資産）



介護福祉課 ☎ 22-3042

保養所、はり・きゅうの利用券を交付
利用券の交付には申請が必要

町民の健康増進及び福祉増進を図るための助成サービスとして、保養所利用券、はり・きゅう利用券、を交付しています。利用券の交付には申請が必要ですので、本庁介護福祉課または支所住民生活課で申請を行ってください。申請時に、本人確認ができるもの（身分証明書等）が必要です。

保養所利用券（温泉券）

内容 ▶ 1人につき150円券を15枚交付
（町内限定券5枚、町内外共通券10枚）
対象者 ▶ 町内に居住する60歳以上の方

はり・きゅう等施設利用券

内容 ▶ 1人につき500円券を24枚交付
対象者 ▶ 下記のいずれかに該当する方
・町内に居住する70歳以上の方
・身体障害者手帳1級・2級

観光交流課 ☎ 28-2488

スプリングフェスティバルin花瀬 2024
ステージやマルシェなどを開催

4月28日(日)、花瀬自然公園内にて「スプリングフェスティバルin花瀬 2024」を開催します。ステージや地元特産品のマルシェ、お楽しみ抽選会なども行われます。ゲストに演歌歌手の神野美伽さん他、バルーンツイスターゆき&リリーさんをお迎えし、祭りを盛り上げていただきます。皆さまのご来場をお待ちしています。

日時 ▶ 4月28日(日) 10時～15時
場所 ▶ 花瀬自然公園内
（花瀬でんしろう館多目的グラウンド）
入場料 ▶ 無料



●お問い合わせ先
花瀬公園まつり実行委員会
事務局 錦江町役場観光交流課 ☎ 28-2488

住民税務課 ☎ 22-3037

申請期間は5月1日から5月31日まで
軽自動車税の減免申請手続き

軽自動車などの所有者（納税義務者）で、障害者本人（ただし18歳未満の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の場合は、その方と生計を一にする方を含む）は軽自動車税の減免措置が受けられます。減免申請手続きは5月1日(日)から5月31日(金)まで。

申請に必要なもの 本庁住民税務課・支所住民生活課

- 車検証 ● 免許証 ● 手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳）

▶ 減免は障害者ひとりにつき1台です。すでに普通自動車税の減免を受けている場合は減免されません。▶ 車検証の車体の形状欄に「車いす移動車」



などと記載されている場合も減免の対象になります。▶ 障害などの区分や等級によっては減免を受けられない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

介護福祉課 ☎ 22-3042

町内・町外の認可保育施設に通う子ども
4月分からの保育料を無償化

錦江町ではこれまで、市町村民税課税世帯の3歳未満について第1子・2子は半額助成、第3子以降は無償としていましたが、子育てにかかる経済的な負担を軽減するため、令和6年4月から世帯所得や子どもの人数にかかわらず、全年齢の子どもの保育料を無償化します。

対象者 ▶ 錦江町に住所があり、町内・町外の認可保育施設に通う子ども

※延長保育費や通園送迎費、行事参加費等は保護者負担となります。

